

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院

医療安全監査委員会細則

平成29年10月11日細則第27号

国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院  
医療安全監査委員会細則

(目的)

第1条 高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院としての医療安全の確保を図るため、国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院（以下「センター病院」という。）に開設者が医療安全監査委員会（以下「監査委員会」という。）を設置し、外部監査を行うことを目的とする。

(監査委員会の組織)

第2条 監査委員会は次の各号に掲げる者をもって構成し、委員の数は5人以上とし委員長及び委員の半数を超える数は、センター病院と利害関係のない者をもって充てる。

- 一 企画戦略局長、統括事務部長
- 二 センター病院と利害関係のない者

2 前項第2号に定める利害関係のない者には、次の各号に掲げる者を含むとする。

- 一 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者、その他の学識経験を有する者
- 二 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（ただし、前号を除く。）

(監査委員会の業務)

第3条 監査委員会は、医療の安全確保を図るため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 医療安全管理部門、医療安全管理委員会、リスク分析委員会、医療事故調査委員会、医薬品安全管理委員会、医療機器安全管理委員会、未承認新規医薬品等評価委員会、高難度新規医療技術評価委員会、その他監査委員会として必要と認めるものの業務の状況について医療安全管理責任者、その他監査委員会として必要と認めるものから報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- 二 必要に応じ、センター病院の開設者又は管理者に対し、医療に係る安全管理については是正措置を講ずるよう意見表明を行うこと。
- 三 前各号に掲げる業務について、その結果を公表すること。

(監査委員会の開催)

第4条 監査委員会は原則として年2回開催する。

2 開催に際しては、第2条に規定する委員を招集することとする。

(公表・報告)

第5条 監査委員会は、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出及び公表するため、開設者へ報告を行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、医療安全管理室が行う。

(その他)

第7条 この細則によるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年11月1日から施行する。

(医療安全監査委員会規程の廃止)

医療安全監査委員会規程（平成29年規程第24号）は、10月31日をもって廃止する。

## 附 則（平成30年3月13日細則第19号）

(施行期日)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。